



## 法改正から見た養護教諭のこれから

杉浦 守邦（山形大学名誉教授）

本学会が発足した頃の学校保健の基本法は、昭和 33 年制定された学校保健法（以下旧法という）であった。学校における保健教育に関するものを除く保健管理に関する諸事業は、統べてこれに基づいて執行されてきた。しかしその条文の中で明瞭に「養護教諭」と記して、その役割を規定した条文は一行もなかった。もちろんそれにともなって公布された施行令・施行規則のなかにもなかった。

それが平成 20 年新しく制定された学校保健安全法（以下新法という）では、学校安全に関する規定が新規挿入されただけでなく、学校保健に関する条項のなかに養護教諭の役割、権限に関する条項が堂々と追加された。すなわち保健指導に関する第 9 条で、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、……」とする一条である。それに関する当局の見解（平成 20.7.9 文部科学省 局長通知）では、次のようにあって注目に値する。

「近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的課題が生ずるなど児童生徒等の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第 9 条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置づけ、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものであること」。養護教諭を他の職員と同列に見るのではなくて、一段高い役割を与えていた。

それだけではない。むしろ象徴的なのは、今まで法規上第一の位置を占めていた「健康診断」の条項が後（第 3 節）に下がり、それより前（第 2 節）にこの養護教諭を中心として執行される「健康相談等」の条項がおかれるようになったことである。法文の構成にあたっては前の条項は後の条項より重要性が高いことを示すとの通則から言えば、旧法では健康診断が学校保健の立場からは最重要な位置を占めていたといえる。それが新法では、養護教諭が中心となって展開される「健康相談等」の条項（第 9 条）が「健康診断」の条項（第 13 条）より前におかれるようになったのである。このことは学校医が中心となる健康診断より、養護教諭が中心となる保健指導・健康相談の方が重要性が高いとの認識を示すものであって、学校保健の大変革というべきである。

いま一つ学校保健の変革とするべきものに、養護教諭の主宰する学校保健室の法的な位置の劇的な急上昇がある。保健室の設置は、旧法では、最後の雑則の中に小さく掲げられるにすぎなかつたが、新法では、第 1 節の管理運営の項に移され、学校の管理運営上の重要な施設と見なされるようになった。裏の物置小屋ぐらいにしか見られていなかつたものが、今度はその家を代表するシャンデリア輝く大ホールと見做されるに至つた。また、設置目的にも、新たに「保健指導」と「その他の保健に関する措置」が加わつた。この後者は現在その実効性が承認されて支持されている保健室登校等の措置を認容した条文であつて、養護教諭の今までの地道な活動を追認したものに他ならぬ。このような大きな改革は、養護教諭の今までの活動を承認し、賞賛し、拡大させようとする世論から実現したものであつて、いまや養護教諭が学校保健の中心的役割を持つに至つたことは明瞭である。明治以来学校保健の主役は学校医であった。いまは養護教諭にかわつた。養護教諭の未来は明るい。大きな期待がかけられている。環境は今後一層整えられて行く。これから 20 年後の大躍進は期して俟つべきものがあろう。